

当社発電設備に係る再発防止対策の
行動計画についての報告

平成19年5月21日
東京電力株式会社

- 目 次 -

1	目的	2
2	検討体制	4
3	再発防止対策	7
3.1	基本的な考え方	7
3.2	全社的な対策	8
3.3	各発電部門の対策	14
4	経済産業省からの行政処分、指示事項等に対する対応について	14
5	再発防止対策の実施状況の確認と対策の見直し・改善	14
6	まとめ	15

添付資料

- 1．全社大再発防止対策 行動計画
- 2．水力発電設備に関する再発防止対策 行動計画
- 3．火力発電設備に関する再発防止対策 行動計画
- 4．原子力発電設備に関する再発防止対策 行動計画
- 5．経済産業省指示事項等に対する行動計画

1 目的

平成 18 年 11 月 30 日に経済産業省原子力安全・保安院から当社に、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し、平成 18 年 11 月 21 日に指示したもの（指示 1）以外のものについても、データ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題がないか、点検を行うことを求める指示（指示 2）が発出された。その後、平成 18 年 12 月 5 日、および平成 19 年 2 月 1 日に経済産業省より、検査データに関する報告徴収命令が発出された。（指示 3，4）

当社は、指示 4 に基づき、当社の発電設備における検査データ改ざんに対する全社的な再発防止対策の方向性について、平成 19 年 3 月 1 日に経済産業省へ報告した。また、指示 2 に基づき、当社の全ての水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し点検を実施した結果、データ改ざんまたは必要な手続きの不備と判断した事案に関する具体的な再発防止対策について、平成 19 年 3 月 30 日に原子力安全・保安院に報告した。また、3 月 30 日に報告した再発防止対策を基に、さらに具体的なアクションプランを取りまとめたものを平成 19 年 4 月 6 日に原子力安全・保安院に報告した。

本報告書は、平成 19 年 4 月 20 日の経済産業省からの指示（指示 5）に基づき、4 月 6 日に報告した再発防止対策、および経済産業省からの指示事項等に対する具体的な行動計画を取りまとめたものである。

国から受領した指示文書

< 指示 1 >

「水力発電設備に係る調査について」

（経済産業省原子力安全・保安院 平成 18・11・20 原院第 5 号 平成 18 年 11 月 21 日）

1. 電気事業法に係る検査資料及び定期報告において記載事項に係る改ざんの有無及び有の場合にはその内容。
2. 電気事業法に係る必要な工事計画の届出（平成 12 年 7 月 1 日の改正法が施行されるより前のものについては、認可申請を含む。）を行わずに実施した工事の有無。
3. 上記 2. で有の場合は以下の事項
 - （1）当該工事の時期と内容
 - （2）当該電気工作物が技術基準に適合していることを示す書類
 - （3）届出（あるいは認可申請）をしなかった理由

< 指示 2 >

「発電設備に係る点検について」

（経済産業省原子力安全・保安院 平成 18・11・30 原院第 1 号 平成 18 年 11 月 30 日）

水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し、11 月 21 日に指示したものの以外のものについても、データ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題がないか、点検を行うことを求めます。

< 指示 3 >

「検査データの改ざんに係る報告徴収について」

(経済産業省 平成 18・12・05 原第 1 号 平成 18 年 12 月 5 日)

1. 今般確認された福島第一原子力発電所第 1 号機におけるデータの改ざんについて、その事実関係、根本的な原因及び再発防止対策を平成 19 年 1 月 11 日までに報告すること。
2. 貴社の発電設備に関し、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく検査（使用前検査、定期検査、定期事業者検査、保安検査等の法定検査）に関するデータ処理における改ざんの有無（有の場合にあっては、その内容を含む。）について平成 19 年 1 月 31 日までに報告すること。

< 指示 4 >

「検査データの改ざんに係る追加の報告徴収について」

(経済産業省 平成 19・1・31 原第 21 号 平成 19 年 2 月 1 日)

1. 原子力発電設備については、今回新たに確認されたデータの改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明及び再発防止対策並びに平成 14 年の総点検において確認できなかった原因の究明について平成 19 年 3 月 1 日までに報告すること。
2. 原子力以外の発電設備については、今回新たに確認されたデータの改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明及び再発防止対策について平成 19 年 3 月 1 日までに報告すること。

なお、法定検査に係るデータの改ざんが追加的に見出された場合は、同様にその事実関係、原因の究明及び再発防止対策を今回の指示の報告に含めること。

注：法定検査に係るデータの改ざんとは、検査要領書の作成、検査準備作業、検査で確認する指示計（記録計、計算機の出力値、表示灯、警報装置などを含む）などに対して意図的に不当な操作を加えたものと定義し、点検・調査を実施

< 指示 5 >

「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（嚴重注意及び指示）」

(経済産業省 平成 19・04・18 原第 42 号 平成 19 年 4 月 20 日)

- ・ 発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検の結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかになった。このようなデータ改ざん等が行われることのないよう嚴重注意する。
- ・ 再発防止対策について、今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成 19 年 5 月 21 日までに報告すること。
- ・ 福島第一発電所 3 号機、福島第二原子力発電所 4 号機及び柏崎刈羽原子力発電所 1 号機で原子炉等規制法又は電気事業法が確保しようとする安全が損なわれ、又は損なわれるおそれのあった事案があったことから、直近の定期検査において特別な検査を実施する。
- ・ 該当する発電所に対しては、原子力安全・保安院から、特別原子力施設監督官を派遣して特別な監督・監視を行うこととし、加えて、特別な保安検査を行う。
- ・ 更なる安全確保の向上を図るため、原子力分野で経営責任者による安全確保に関する関与の強化など 8 項目、水力・火力分野で保安教育の徹底など 3 項目の対策に取り組むよう求める。

2 検討体制

常設のリスク管理委員会（委員長：社長 勝俣恒久）の下に、発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会（部会長：副社長 築館勝利、以下発電対策部会）、法令手続き等の不適切事例に対する再発防止策検討部会（部会長：副社長 築館勝利、以下再発防止策検討部会）を設置し、点検、検討を横断的かつ網羅的に推進し、報告書の取りまとめを行った。（図2 - 1 参照）

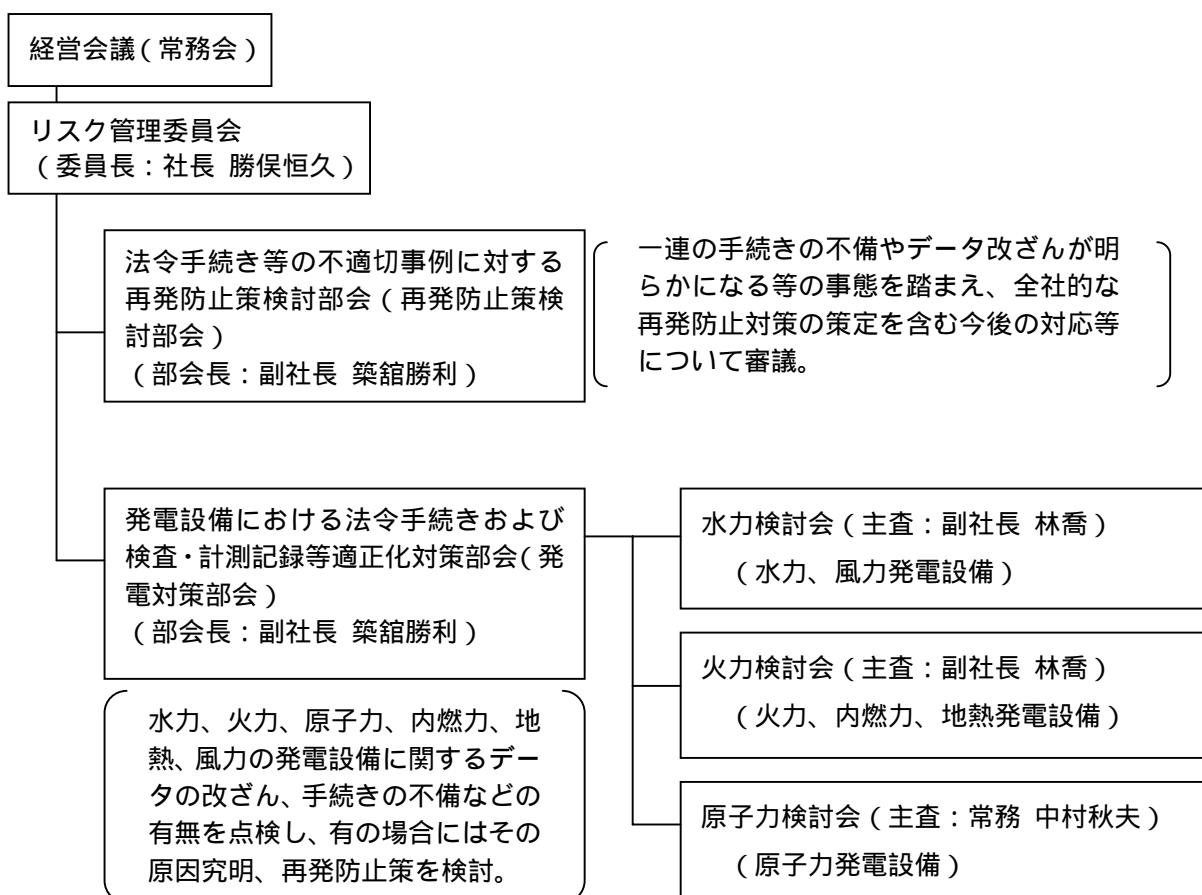
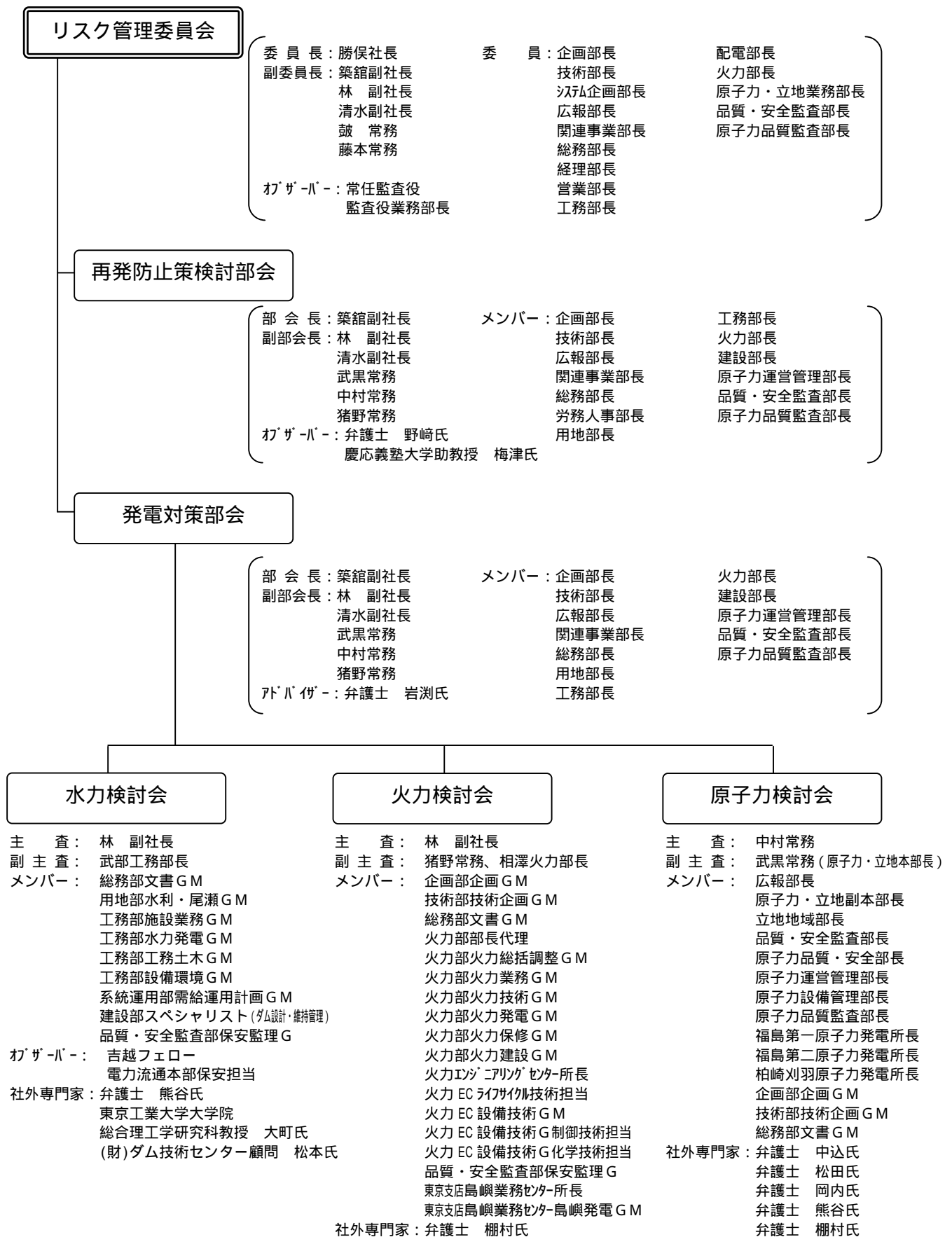


図2 - 1 体制図

発電対策部会、各検討会（構成員については図2 - 2 参照）の点検、検討および報告書の取りまとめにあたっては、当該設備所管箇所によるセルフチェックに客観性、透明性を確保するため、当該設備部門の他の組織（本店、他発電所等）や社内法務部門及び監査部門なども参画するとともに、社外の弁護士や専門家からの指導、助言を得た。

再発防止策検討部会においては、全社的な再発防止対策を検討するために、企業倫理定着活動を進めてきた総務部門や社内法務部門、監査部門、労務人事部門等も参画し、社外の専門家からの助言も得ながら、各発電部門の事案の共通的な課題を整理・分析し、これまで取り組んできた再発防止対策の拡充等の見直しを行った。

本報告書原案は、平成19年4月27日、5月14日の再発防止策検討部会及び平成19年5月15日の経営会議における、再発防止対策に関する具体的行動計画の妥当性などの確認を経て、承認された。各部会、検討会の開催実績を表2 - 1に示す。



(平成 19 年 5 月 21 日現在)

図 2 - 2 発電対策部会、再発防止策検討部会、各検討会 構成メンバー

表 2 - 1 部会、検討会の開催実績

	平成18年12月			平成19年1月			平成19年2月			平成19年3月			平成19年4月			平成19年5月	
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬
経済産業省 原子力安全・保安院 への報告		20		10		24 31				1		30	6				
発電対策部会 (計 13回)	4 7	11 18	28	5	16	22 26	9		23	9	19						
水力検討会 (計 8回)	1 8	15		4	15		8		22	7							
火力検討会 (計 9回)		14 22			12 19	25		14	22 26		16						
原子力検討会 (計 17回)	8	19 25 27		4 8	16	25 29	6	15	21 26		14	23 26	4				
再発防止策検討部会 (計 6回)					16 22				23		19				27		14

3 再発防止対策

3.1 基本的な考え方

当社は、平成 14 年の原子力発電所における点検・補修作業に係る不祥事以降、再発防止対策として「4つの約束」を公表し、「しない風土」と「させない仕組み」の構築をめざし、グループの総力をあげて企業倫理・法令遵守、安全確保・品質管理の徹底、情報公開等に取り組んできた。

しかしながら、今回新たに調査を実施したところ、水力・火力・原子力の発電設備に関するデータ改ざんや法令手続きの不備など、不適切な取り扱い事例が明らかとなった。

こうした事態を真摯に反省し、今後、東京電力グループ全体として「しない風土」と「させない仕組み」を充実し、徹底するとともに、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める取り組みとして「言い出す仕組み」を構築し、実施していく。

「しない風土」の取り組みについては、これまで、「企業倫理遵守に関する行動基準」を定めるとともに、各職場においてケース・メソッドを中心とした研修活動や企業倫理を遵守した業務運営の実践・定着に取り組んできた。

今回の不適切な取り扱い事例では、業務を通じて得られた生のデータは品質管理の基本であること、そして社会の信頼を得るためにはデータを適正に取り扱うことが何よりも重要であるという認識が不足していた。また、業務運営の基本となる法令やルールを原点に立ち返って確認するといった仕事の基本が徹底されていなかったこと、部門の特性・実態に応じた企業倫理遵守の活動が不十分であること等の課題があった。

今後は、業務の中で実践すべき行動がより具体的かつ明確になるよう、「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容、および部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実、企業倫理遵守に関する宣誓書への署名等により、グループ社員一人ひとりが企業倫理を遵守、徹底する意識をさらに高めていく。

「させない仕組み」の取り組みについては、これまで、仕事の抛りどころである規程・マニュアルのすべてを対象に見直しを行うとともに、その維持管理の仕組みの整備を進めてきた。

今回実施した発電設備に関する点検の結果、本来必要なルールが未整備であることや実態に合わないルールが存在することが判明するなど、維持管理の仕組みの定着が不十分であった。

今後は、今回の点検の結果を規程・マニュアルに反映させるとともに、現行のルールが業務の実態と整合しているか、業務運営にあたって必要なルールが定められているか、簡素化するルールはないか等、従来からの調査を継続・強化し、規程・マニュアルの見直しを行い、業務の標準化を推進していく。

「言い出す仕組み」の取り組みについては、これまで「何でも言える職場」をめざして、階層間、部門間、グループ会社間のオープンなコミュニケーションに努めてきた。

今回明らかになった不適切な事例について、結果的に社内関係箇所への相談・報告がなかったこと、また業務プレッシャー等から問題を抱え込み、不適切な行動に至ってしまったことも多く確認されていることから、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それ

を積極的に受け止める仕組みの構築を一層推進する必要があると考えている。

今後は、発電所の運転・運営に関わる情報を立地地域に積極的に分かりやすい形で発信し、ご意見に耳を傾け、業務運営に反映する仕組みを強化するとともに、第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化等の対策を推進していく。特に、原子力発電所の運営については、立地地域の理解と信頼の確保が不可欠との原点に立ち戻り、今一度、安全を最優先する意識を徹底して、安全・品質の向上に努めていく。

今後とも東京電力グループ全体として「しない風土」、「させない仕組み」、「言い出す仕組み」からなる再発防止対策を確実に実施し、立地地域の皆さまをはじめ広く社会の皆さまからの信頼の回復に努めていく。

3.2 全社的な対策

注：【 】内は、実施予定時期、実施部署および対象を示す。

全社的な再発防止対策の内容について、以下に示すが、具体的な行動計画は資料1の通りである。

(1) 意識面(しない風土)の対策

対策：「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実

これまで不十分であった企業倫理遵守に関する行動が、実践すべき行動としてより具体的かつ明確になるよう、現行の「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定を充実する。

以下の方向性で内容を充実する。

【実施時期：5月改定、実施部署：総務部、対象：役員・全社員】

(新たに追加する項目)

- ・ データの適正な記録・管理
- ・ 法令等の確認・解釈の仕方など、仕事をするにあたっての基本姿勢
- ・ 保安規定遵守の重要性
- ・ 設備の建設・運転・管理に携わる者のあるべき姿勢・心構え
- ・ 日常業務における問題発見努力と適正な改善
- ・ 役員・管理職に求められる心構え 等

(現状の表現を強調する項目)

- ・ 行政への事故報告等を含む事業運営に関する透明性の確保

改定にあたっては、社内外からの声を十分に反映したものとする。

- ・ 設備やお客さまに直接接して業務を行う第一線職場の声をはじめ、社内から広く意見を募集し、反映する
 - ・ 社外委員を構成メンバーとする企業倫理委員会での審議を踏まえた見直しとする
- 新たな行動基準の社内周知にあたっては、役員・全社員に対する宣誓書への署名(対策)を行うことにより、企業倫理遵守意識の更なる徹底を図る。

対策 : 部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実

仕事の基本、技術者倫理および行動基準の徹底を図るべく、技術者倫理研修の充実、管理職への研修の必修化、企業倫理意識向上に資する効果的な研修ツールの開発など、企業倫理研修の見直しを行う。

「仕事の基本の徹底」については、全社員必修としたeラーニングを受講し、さらに受講後は当該内容に基づいてグループ単位で討議を行い、企業倫理意識の浸透を図る。

【実施時期：8月開始、実施部署：総務部、対象：全社員】

「設備に携わる者としての技術者倫理の徹底」については、安全最優先、法令・保安規定等遵守、適切な事故報告の重要性を念頭に、以下の方向性で研修の充実を図る。

・設備部門の社員を対象とした、eラーニングによる研修・グループ討議の実施

【実施時期：8月開始、実施部署：総務部、対象：設備部門】

・社内の技術技能認定制度における技術者倫理研修の見直し

【実施時期：6月開始、実施部署：総務部・総合研修センター、対象：設備部門】

管理職に対する研修を必修化し、その役割に応じて求められる、ケース・メソッド等の研修を行う。【実施時期：4月開始、実施部署：総務部、対象：管理職】

これまで、倫理的な考え方の定着の一環として全社的に取り組んできたケース・メソッド研修に加え、それぞれの部門の不適切行為を題材にした事例集を作成・活用し、企業倫理研修の充実を図る。【実施時期：4月開始、実施部署：総務部、対象：全社員】

対策 : 企業倫理遵守に関する宣誓書への署名

役員・社員の一人ひとりが、企業倫理遵守に向けた意識をさらに高めるため、「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守して行動する旨の宣誓書に署名する。

「企業倫理遵守に関する行動基準」の改定(対策)の主旨および内容について、役員・社員の一人ひとりが十分に理解したうえで、宣誓書に署名する。

【実施時期：行動基準改定後5月～6月実施、実施部署：総務部、対象：役員・全社員】

宣誓内容は、社外委員を構成メンバーとする企業倫理委員会での審議を踏まえて決定する。

対策 : 部門間、事業所間のより一層の人材交流の推進

原子力部門では他部門との人材交流を随時実施しているが、原子力以外の部門においても部門間、事業所間の人材交流を推進する。

原子力部門、工務部門(水力発電設備、流通設備)、火力部門等において、より一層、部門間および事業所間の人材交流を推進する。

【実施時期：7月の定期異動にあわせて実施、実施部署：労務人事部、

対象：工務部門、火力部門、原子力部門等】

(2) 仕組み面(させない仕組み)の対策

対策 : 第一線職場の設備や業務実態に適合した規程・マニュアルへの見直し

今回の点検結果を規程・マニュアルに適切に反映するとともに、社員の法令や規程・マニュアルを遵守する意識をより高揚させるための指導・教育を継続して実施する。

今回の発電設備に関する点検結果を規程・マニュアルへ適切に反映する。

【実施時期：6月実施、実施部署：工務部、火力部、原子力品質・安全部、

対象：発電部門】

毎年4月に行っている規程・マニュアルのレビューにおいて、業務運営実態とルールとの整合性、特にデータの正確性、法令手続きの適切性に関するルールの整備状況を重点事項に設定して確認を行い、全社大で規程・マニュアルの充実を図る。

【実施時期：8月までに実施、実施部署：品質・安全監査部、対象：全社】

社員の法令や規程・マニュアル遵守意識をより高揚させるため、全社員必修としたeラーニングを活用して、規程・マニュアルを遵守した業務運営の徹底による仕事の標準化の推進や、疑義・改善要望の活発な提言に向けた教育を実施する。

【実施時期：8月開始、実施部署：品質・安全監査部、対象：全社員】

対策 : 内部監査機能の強化・充実

今回策定した再発防止対策について、的確かつ有効に実施され、また必要な見直しが行われているかを内部監査部門が確認するとともに、内部監査の対象範囲と内容の見直しを行う。

社内監査において、再発防止対策の実施状況を確認することとし、再発防止対策の職場への定着状況の確認や再発防止対策の本店の業務主管部門によるモニタリング状況の確認を行う。監査結果については、各再発防止対策の効果の検証も含めて、再発防止検討部会に報告する。

【実施時期：7月開始、実施部署：品質・安全監査部、原子力品質監査部、対象：全社】

水力発電部門等における保安監査において、電気事業法に加え河川法についても監査対象とするとともに、社外提出データの適切性の確認を監査項目に追加して監査を実施する。

【実施時期：7月開始、実施部署：品質・安全監査部、対象：水力部門】

原子力部門における業務品質監査について、年度方針に再発防止の視点を織り込み、監視機能の充実を図ること等を実施する。

【実施時期：4月開始、実施部署：原子力品質監査部、対象：原子力部門】

(3) 仕組み面(言い出す仕組み)の対策

対策 : 立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの強化

原子力部門では、立地地域・社会のご意見に耳を傾け、話し合うことを重視する価値観を、職責毎に定める行動規範に明記するとともに、本店及び原子力発電所に委員会組織を設置し、立地地域・社会の声を本店及び発電所の業務に反映し、成果をフィードバックする機能を強化する。

物言うことを良しとする価値観、社外の様々なステークホルダーのご意見を聴き、話し合うことを重要視する価値観を浸透させるために、原子力部門では、職責毎に「基本的行動規範」を定める。

【実施時期：7月制定、実施部署：原子力品質・安全部、対象：原子力部門】

立地地域の声を本店および原子力発電所の業務や広報活動に反映し、成果を地域にフィードバックすることを促進するため、原子力発電所及び本店それぞれに委員会組織を設置する。

【実施時期：4月設置、実施部署：立地地域部、対象：原子力部門】

対策 : 業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施

法令・社内規程等のルールを遵守し、仕事の基本を徹底する観点から、グループ討議の活用など、定期的な業務の見直しの機会を設ける。これにより、問題行為・リスクの確認および是正や業務改善に向けたテーマを設定し、業務の見直しを促進する。

法令・社内規程等のルールに対する不備・不正等について、現在または将来に問題が発生することが想定される事項を洗い出し、全社大で集中的に業務の見直しを行うための「業務の点検月間」を設置する。

【実施時期：5月開始、実施部署：再発防止策検討部会、対象：全社】

洗い出しに当たっては、各本店業務主管部門がそれぞれのリスクのうち、優先順位の高いものからテーマを選定し、第一線職場、店所、本店の各職場において、業務の中で不適合の恐れがある事象がないか、グループで討議を行う。

洗い出された事例については、改善処置を検討し、業務の見直しを行う。当該組織での改善が困難な場合は、上位組織へ報告する。上位組織は問題点を受け止め、改善策を検討し、結果をフィードバックする。

点検の過程で重大な法令違反等が確認された場合は、速やかに公表する。

対策 : 設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実

原子力発電所では、全ての不適合事象について管理する仕組みの導入により、設備のトラブルや不具合に関し言い出しやすい環境が醸成されており、これを参考に適切な対応策を検討する仕組みを整備する。

水力・火力発電部門のトラブルや不具合に関するノウハウやナレッジを共有化し、類似トラブルの再発を確実に防止するための対策を更に充実させる。また、広くデータ収集を行うことにより、データ異常値の真の原因追究に取り組む。

水力部門においては、業務の品質向上を目的に平成18年5月に構築した不具合管理の仕組みを活用して、トラブルの確実な対策実施と再発防止を徹底する。

【実施時期：4月開始、実施部署：工務部、対象：水力部門】

火力部門においては、当面既存のシステムを活用し、不具合の確実な対策実施と再発防止を徹底するが、さらなる情報共有を図るため、既存システムを再構築する。

【実施時期：4月開始、10月システム改修、実施部署：火力部、対象：火力部門】

電力間の情報共有に努め、特に原子力部門については、日本原子力技術協会との連携を強化し、同協会の「原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)」に登録する発電所のトラブル情報や対策の一層の共有を進める。

対策：業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化
個人・職場が悩みを抱え込まないよう、本店の業務主管部門と第一線職場とのコミュニケーションの充実、法令・社内規程の解釈等のサポートなど、第一線職場のサポート体制を充実する。

本店の業務主管部門と第一線職場とのコミュニケーションの充実を図るため、本店管理職が第一線職場を訪問しての意見交換や、技術的課題や法令・社内規程の解釈について気軽に連絡・相談できるサポート体制を強化する。

【実施時期：7月実施、実施部署：工務部、火力部、対象：水力部門、火力部門】

平成14年10月から設置している企業倫理相談窓口については、平成17年4月の公益通報者保護法の施行に伴い、周知とフォローアップの充実、主要子会社の相談窓口体制や運営規程を整備してきた。今回の問題を踏まえ、下記のとおり企業倫理相談窓口の全社員へのさらなる周知・徹底を行うとともに、各職場の企業倫理担当への相談体制の充実を図る。

・宣誓書署名にあわせた周知・徹底

宣誓書を掲載する携帯カードには、企業倫理相談窓口の連絡先を明記するとともに、署名にあたって各職場で行う行動基準の理解活動の中で、企業倫理相談窓口の活用についても説明

・社報による周知・徹底

社報において、企業倫理相談窓口の仕組みや活動内容について説明

・eラーニングによる周知・徹底

仕事の基本や技術者倫理の徹底のためのeラーニングにおいて、内容の最後に、企業倫理相談窓口の通報連絡先を明示

なお、今後、問題があれば、適宜相談体制の見直しを図っていく。

【実施時期：4月開始、実施部署：総務部、対象：全社員】

対策：第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化

第一線職場の隅々まで入り込んでコンプライアンス上の問題を掘り起こし、解決する仕組みを整備するため、要員・体制を強化する。

本店に法務室を新設し、以下の取り組みを実施する。

- ・ 全職場からの直接の法律相談受付ライン（ヘルプライン）の整備
- ・ 法務室が全事業所に赴く「出前法律相談」の実施
- ・ 法律相談事例を踏まえた法律関係手引書の充実
- ・ 法務担当者の他部門・店所との人材交流の一層の拡大

【実施時期：7月開始、実施部署：総務部、対象：全社、総務部】

対策：原子力部門の業務運営の見直し

原子力発電所が抱える課題や悩みを軽減するために、原子力発電所と本店が一体となった業務運営をより強力に推進するとともに、原子力発電所の運転・定期検査の管理・支援体制を明確化し、原子力発電所の安全・安定運転への支援を充実するなど、原子力部門の業務運営の見直しを行う。

原子力・立地本部に、品質管理と安全管理の責任箇所として「原子力品質・安全部」を、設備の中長期的な課題への計画的な対応や設備管理の統括をする箇所として「原子力設備管理部」を新たに設置し、これに伴い、「原子力技術・品質安全部」を廃止する。

（図3 - 1 参照）

従来のお店組織では、「原子力運営管理部」に不適合事象を再発させないための支援等を含め、発電所の管理・支援業務が集中していたが、改編後は、「原子力運営管理部」は発電所の日常運営管理機能に特化する。また、不適合事象の未然防止等の評価・改善に関する機能は「原子力品質・安全部」が、高経年化対策等の中長期的な設備管理機能は「原子力設備管理部」が担務する。こうした今回の改編により、原子力発電所と本店が一体となった業務運営をより強力に推進する。 【実施時期：4月1日実施済】

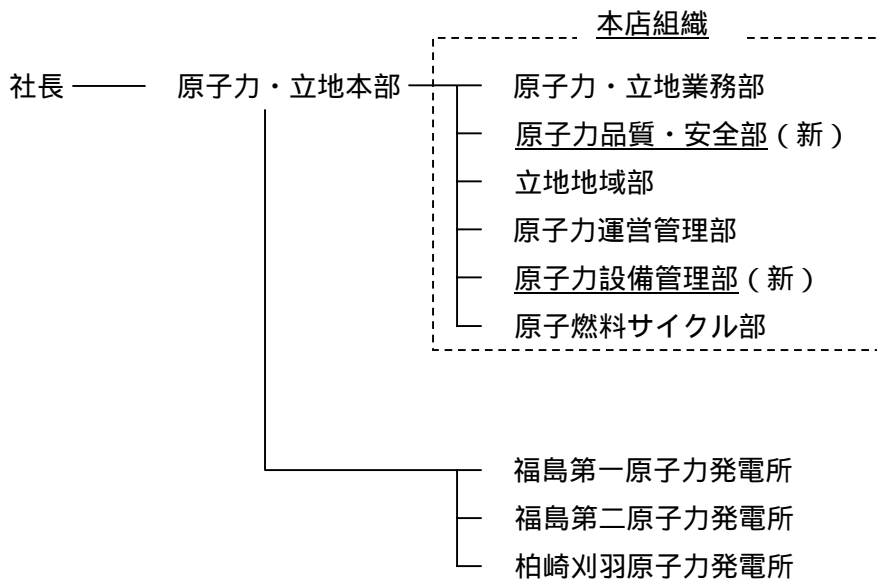


図 3 - 1 改編後の組織図

3.3 各発電部門の対策

水力、火力、原子力部門の個別の再発防止対策については、平成 19 年 3 月 30 日および平成 19 年 4 月 6 日に報告書を提出しているが、その具体的行動計画は、資料 2 ~ 4 の通りである。

資料 2 : 水力発電設備に関する再発防止対策 行動計画

資料 3 : 火力発電設備に関する再発防止対策 行動計画

資料 4 : 原子力発電設備に関する再発防止対策 行動計画

4 経済産業省からの行政処分、指示事項等に対する対応について

平成 19 年 4 月 20 日に経済産業省より当社に対し、行政処分や指示事項等が提示された。指示に基づき、各項目に対する当社の行動計画を策定し、資料 5 に示す。

5 再発防止対策の実施状況の確認と対策の見直し・改善

全社大および各発電部門の再発防止対策については、今後、各部門が実施状況等のフォローを行うとともに効果の検証を実施していく。また、内部監査部門は、各再発防止対策の効果の検証も含めて的確かつ有効に実施されているか確認し、今年度末に開催予定の再発防止策検討部会へ報告する。

これらの検証結果を踏まえ、全社大及び各発電設備に係る再発防止対策の継続的な見直し・改善を行う。

6 まとめ

当社は、平成 14 年 8 月の原子力不祥事以降、信頼回復のため「しない風土」と「させない仕組み」のもとで、グループの総力をあげて企業倫理や法令の遵守、安全・品質管理、情報公開による透明性の確保に全力で取り組んできた。

昨年、他の電力会社において発電設備に関するデータ改ざん等が行われていた事案があったことから、同様の事案がないか社外の弁護士を加えて、昨年末から組織を挙げた徹底的な調査に取り組んできた。その結果、当社が過去において法定検査に関してデータ処理における改ざんを行っていたことが確認された。また、法定検査以外のデータ改ざんや法令に基づく手続き不備等についても、徹底的な点検を行った結果、不適切な事案が明らかになった。これら一連のデータ改ざんや手続き不備等により、再び立地地域の皆さまやお客さまの信頼を大きく損なうことになった。

こうした事態が発生したことを分析した結果、総じて平成 14 年の原子力不祥事の再発防止対策について一定の成果を挙げつつあると評価できるが、これまでの「しない風土」と「させない仕組み」の取り組みにおいて、設備や業務の特性に応じた企業倫理研修や第一線職場の設備・業務実態と適合した合理的な規程・マニュアル等が不十分であり、不適切な事案に関する情報が一部の組織内に留まるなど、自発的に言い出す仕組みが十分ではなかった。

そこで、これまで取り組んできた「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させるとともに、「言い出す仕組み」を構築し、実施することとした。

この「言い出す仕組み」では、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める仕組みの構築を一層推進するため、第一線職場と本店業務主管部門とのコミュニケーションの充実、第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化等の対策を推進していく。また、重大な事故・トラブルや、法令違反等が確認された場合には、速やかに情報公開を行う。

特に、原子力発電所の運営については、立地地域の理解と信頼の確保が不可欠との原点に立ち戻り、今一度、安全を最優先する意識を徹底して、安全・品質の向上に努める。発電所の運転・運営状況に関しては、情報を立地地域に積極的にわかりやすい形で発信し、説明するとともに、いただいたご意見に真摯に耳を傾け、業務運営に反映していく仕組みを一層強化していく。

立地地域の皆さまやお客さまからの信頼を得ることが、東京電力グループの事業活動の基盤であることを改めて肝に銘じ、今回報告した行動計画に基づき、再発防止対策の確実な実施に努めていく。

以上